

電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次の一号を加える。

一 二 リチウムイオン蓄電池（単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル 以上のもの限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のもの並びにはんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に 固定して用いられるものその他の特殊な構造のものを除く。）

#### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この政令は、電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十六号）の施行の日（平成二十年十一月二十日）から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に改正後の電気用品安全法施行令別表第二第十二号に掲げる電気用品（以下「追加電気用品」という。）の製造又は輸入の事業を行っている者に関する電気用品

安全法第三条の規定の適用については、同条中「事業開始の日」とあるのは、「電気用品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十六号）の施行の日」とする。

2 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、この政令の施行前に製造され、又は輸入された追加電気用品については、適用しない。